

第8章 政府全体の施策における金融庁の取組み

「金融システム改革」は、「税制改革」、「歳出改革」及び「規制改革」と並んで小泉内閣が推進する構造改革の四本柱の一つに掲げられており、政府全体の経済財政運営の基本的な方針である「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」等において重要な課題として位置付けられている。

金融庁では「基本方針」等に盛り込まれた諸施策を着実に実施するとともに、金融に関する税制の見直し等についても、従来から積極的に取り組んできている。

第1節 金融システムの改革に向けた取組み

I 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（平成17年6月21日閣議決定）（以下「基本方針 2005」）（資料8-1-1参照）

1. 経緯等

「基本方針 2005」は、平成17・18年度の2年間を「重点強化期間」として、①「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものにする、②新しい躍動の時代に向けて、少子高齢化とグローバル化を乗り切ること、③民需主導の経済成長を確かなものにする、を重要な課題として策定された。

2. 概要

金融システム改革に向けた取組みとしては、民需主導の経済成長を確かなものとするための施策として、以下の記述が盛り込まれている。

「利用者の満足度が高く、国際的に高い評価が得られ、地域経済にも貢献する『金融サービス立国』を実現するため、『金融改革プログラム』に基づき（中略）施策等を『工程表』に従って着実に実施する。」

II 「構造改革と経済財政の中期展望」－2005年度改定（平成18年1月20日閣議決定）（資料8-1-2参照）

1. 経緯等

「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月25日閣議決定、以下「改革と展望」）は、中期的な経済財政運営に関する将来展望を示すものとして策定されたものであり、経済の変動等に適切に対応するために、毎年1月に改訂されている。

2005年度においては、2005年度及び2006年度の2年間を「重点強化期間」と位置付け、構造改革をより本格的に推進し、デフレからの脱却を確

実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る観点から、2006～10年度を対象とした「改革と展望－2005年度改訂」が策定された。

2. 概要

「改革と展望－2005年度改訂」においては、「集中調整期間」におけるこれまでの取組みの成果が以下のように記述されている。

『改革と展望』策定時の経済状況は、経済成長率が名目、実質ともにマイナスとなる（2001年度（平成13年度））とともに、金融部門においては巨額の不良債権を抱えるなど極めて厳しいものであった。しかしながら、その後の構造改革への取組等を通じて、主要行の不良債権問題が正常化するとともに、成長の制約となっていた企業部門における3つの過剰（「過剰雇用」「過剰設備」「過剰債務」）が解消し、企業の体質が強化されるなど、我が国経済は、長期停滞を脱し民間需要中心の持続的な回復軌道をたどっている。」

併せて、「4. 更なる構造改革への取組」として、「金融・投資サービスに関する横断的法制としての『投資サービス法（仮称）』について早期の法制化に取り組むなど、利用者の満足度が高く、国際的に高い評価が得られ、地域経済にも貢献する『金融サービス立国』を実現するための諸施策を着実に実施する。」旨の記述が盛り込まれている。

Ⅲ 経済成長戦略大綱（平成18年7月6日 財政・経済一体改革会議 政府・与党了承）（資料8－1－3参照）

1. 経緯等

「経済成長戦略大綱」は、経済と財政の一体的な改革を進めるに当たって、「経済成長戦略」が歳出・歳入一体改革と並ぶ車の両輪として、政府・与党の最優先課題と位置づけられていることを踏まえ、人口減少の下でも持続的、安定的に民間需要主導で成長する「日本型経済成長モデル」の実現に向けた成長力に寄与する政策として策定された。

2. 概要

「経済成長戦略大綱」においては、「金融の革新」として、以下の施策が盛り込まれている。

（1）金融イノベーションの実現

中小・地域金融機関等の金融仲介機能の強化、等

（2）利用者の視点に立った金融の活性化

① 金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用、

- ② 銀行代理業制度の適切な運用、
- ③ 国際的に最高水準の証券取引所システムの構築、
- ④ 証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、
- ⑤ 市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化、
- ⑥ 企業統治と監査法人制度の在り方の見直し、
- ⑦ 金融商品取引の法令遵守の担い手となる専門家の育成等に向けた体制・資格制度等の整備の検討、等

(3) 我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化

- ① 証券決済期間の短縮など証券取引システムの高度化、
- ② 金融監督当局間の連携、等

(4) 高度金融人材の育成強化

- ① 連携講座の設置・講師派遣、
- ② 国民一人一人への金融経済教育の充実、等

IV 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）（資料 8－1－4 参照）

1. 経緯等

「基本方針 2006」は、これまでの 5 年間の改革推進により日本経済の新たな飛躍に向けた基盤は固められつつあることを踏まえ、「新たな挑戦の 10 年」における 3 つの優先課題（①成長力・競争力強化、②財政健全化、③安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現）への取組を提示するものとして策定された。

2. 概要

「基本方針 2006」には、以下のとおり、金融行政に関する各種施策が幅広く盛り込まれている。

(1) 「成長力・競争力強化」に向けた施策

- ① 金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用、
- ② 国際的に最高水準の証券取引所システムの構築、
- ③ 証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、
- ④ 市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化、
- ⑤ 国民一人一人への金融経済教育の充実、等

(2) 「市場活力や信頼の維持と向上」に向けた施策

- ① 四半期報告制度の円滑な実施、

- ② 公認会計士監査の強化に向けた検討、
- ③ ファンドを含む広範な規制対象業者に対し、「金融商品取引法」等の新たなルールの適切な運用のための体制整備と、厳格かつ適切な検査・監督を実施、等

(3) 「安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現」に向けた施策

- ① 貸金業制度等のあり方についての必要な施策実現に向けた対応、
- ② 違法な経済取引の被害者救済のため、被害財産の返還による損害回復等の枠組みの検討、
- ③ 国民が金融商品を安心して利用できるような制度の整備・運用、等

第2節 金融に関する税制

I 平成18年度税制改正

平成18年度税制改正にあたり、金融庁は、多様な投資家の市場参加の促進、金融機関の競争力強化、及び、国際的に開かれた金融システムの構築の観点から、金融・証券税制に関する種々の税制改正要望を財務省主税局及び総務省自治行政局に対して提出した。こうした要望事項は、18年3月に公布された所得税法等の一部を改正する法律及び関係政省令に反映され、金融・証券税制について種々の措置（資料8-2-1）が講じられた。金融庁の要望に対する主な結果は以下のとおり。

1. 地震保険料控除の創設

(1) 金融庁の税制改正要望内容

国民の自助努力による地震災害への備えとして、地震保険への加入を促進し、地震保険の普及・拡大を図る観点から、地震保険料の所得控除制度（国税5万円、地方税3万5千円）の創設を要望。

(2) 結果

現行の損害保険料控除を改組し、国税においては保険料の全額（限度額5万円）、地方税においては保険料の2分の1相当額（限度額2万5千円）を所得から控除する地震保険料控除が創設された。

なお、地震保険料控除の創設に伴い、現行の損害保険料控除は廃止されたが、18年末までに締結した長期損害保険契約については、経過措置として地震保険料控除の限度額の範囲内で従前どおりの損害保険料控除の適用が認められることとなった。

2. 産業競争力のための情報基盤強化税制の創設

(1) 金融庁の税制改正要望内容

預貯金の不正な払出しを防止し、預貯金者が安心して金融取引を行える環境を早期に整備する観点から、金融機関が行う情報セキュリティ対策投資について、税制上の支援措置を要望。

(2) 結果

高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するための税制上の措置として、ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたOSが組み込まれたサーバー等への投資について、一定の要件の下、税額控除（基準取得価額の10%）又は特別償却（基準取得価額の50%）を認める産業競争力のための情報基盤強化税制が2年間の時限措置として創設された。

なお、本税制の創設に伴い、15年度税制改正において3年間の時限措置として導入されていたIT投資促進税制は、17年度末の期限到来をもって廃止された。

3. 特定口座制度の改善

(1) 特定口座年間取引報告書の電子交付

ア. 金融庁の税制改正要望内容

書面交付が義務付けられていた特定口座年間取引報告書について、当該報告書の顧客交付手続の迅速化、事務コスト削減を通じた投資家負担の軽減、保管書類の電子化による利用者利便の向上等を図る観点から、電子交付を可能とするよう要望した。

イ. 結果

顧客の同意など一定の要件の下、当該報告書の電子交付が認められた。

(2) 特定口座みなし廃止制度の改善

ア. 金融庁の税制改正要望内容

特定口座に残高のない状態が一定期間続いた場合に、顧客の意思にかかわらず自動的に口座が廃止される「みなし廃止制度」について、特定口座をより利用者の利便性に配慮した制度に改善することにより、個人投資家の裾野を拡大させ、「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、口座継続意思がある顧客の適用除外を認めるよう要望した。

イ. 結果

顧客より口座継続届出書の提出があった場合には、みなし廃止制度の適用を除外する措置が講じられた。

II 金融税制に関するスタディグループ

1. 設置の経緯および目的

金融庁では、金融インフラを整備する立場から、金融審議会において金融税制についての検討を行う場を設けるため、16年3月17日（水）に開催された金融審議会総会・金融分科会合同会合において、「金融税制に関するスタディグループ」を設置することが決定され、同スタディグループは18年6月までに計14回開催されている。（資料8-2-2参照）

2. 検討テーマ

17年度は、税制改正の結果報告や外部有識者を招いて配当課税やファンド課税などについてプレゼンテーションを行って頂くなど、金融税制についての検討を重ねている。

(参考)

16年度においては、金融商品課税の一体化について議論を重ね、8月に座長メモ「金融商品課税の一体化に関するこれまでの議論の経過」（資料8-2-3）が示された。金融商品課税の一体化に係る17年度税制改正要望は、この座長メモを参考として行った。

第3節 規制改革・民間開放に関する取組み

I 規制改革・民間開放に関する取組み

1. 概要

当庁では、経済社会全体の急速なグローバル化・高齢化、IT化の更なる進展に的確に対応し、わが国経済の持続的成長に資する金融システムを構築するために規制改革に着実に取り組んできている。平成17事務年度においても、以下のとおり更なる規制改革に向けた取組みを推進し、その取組方針については「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)等の形で取りまとめられている。

▽ 平成17事務年度における規制改革への政府全体の取組状況

年・月	取組状況
17年6月	▽規制改革・民間開放集中受付月間の実施(1日～30日) ・ 民間等から全国規模の規制改革要望を受付。
10月	▽全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針の策定(11日) ・ 6月の集中受付月間で寄せられた要望を踏まえ、全国規模の実施が可能な事項について、改革の内容や実施時期等の対応方針を取りまとめ。
11月	▽規制改革・民間開放集中受付月間の実施(10月17日～11月16日)
12月	・ 民間等から全国規模の規制改革要望を受付。 ▽ 規制改革・民間開放推進会議が「規制改革・民間開放の推進に関する第二次答申」を策定(21日) ・ 市場化テスト(官民競争入札制度)の早期法制化等について提言。
18年2月	▽全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針の策定(17日) ・ 10～11月の集中受付月間で寄せられた要望を踏まえ、全国規模の実施が可能な事項について、改革の内容や実施時期等の対応方針を取りまとめ。
3月	▽「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」の策定(31日閣議決定)
6月	▽規制改革・民間開放集中受付月間の実施(1日～30日) ・ 民間等から全国規模の規制改革要望を受付。

2. 具体的な取組み事例

(1) 全国規模の規制改革・民間開放要望への対応

規制改革・民間開放推進会議は17年6月1日～30日及び10月17日～11月16日を「規制改革・民間開放集中受付月間」とし、この間、民間事業者、地方公共団体等から全国規模の規制改革・民間開放要望の受付を実施。

寄せられた要望への対応は、17年10月11日及び18年2月17日に「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針について」として閣議報告された。

▽ 17年10月報告

金融分野に係る主な要望事項	対応
・複数銀行による従属業務会社の共同設立の容認	複数銀行による従属業務会社の共同設立が可能となるよう、遅くとも平成18年度中に必要な措置を行う。
・信用協同組合等における附属明細書の総（代）会への報告の廃止	附属明細書の報告制の廃止に向け、平成18年度中目途に措置する。

▽ 18年2月報告

金融分野に係る主な要望事項	対応
・銀行による優先株の保有規制の緩和	企業再建を目的として取得した優先株の普通株への転換を行う場合に、承認制の下で議決権保有制限（5%ルール）の適用除外とすることについては、議決権取得制限の趣旨を踏まえ検討を行っているところであり、平成18年度中に措置する方向で平成17年度中に結論を得る。
・信用金庫による独立行政法人への貸付けに係る規制緩和	独立行政法人に対する貸出を信用金庫の員外貸出として認めるよう、平成18年度中に措置する。

(2) 「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」の策定

（平成18年3月31日閣議決定）

本計画は、政府が16年度から18年度までの3か年にわたって取り組む規制改革事項を確定することにより、その着実かつ速やかな実施を図

るために16年3月19日に策定した「3か年計画」を、上記「集中受付月間」で寄せられた要望事項、及び民間有識者で構成される「規制改革・民間開放推進会議」で策定された「答申」の内容を踏まえて、改定されたものである。

なお、金融分野について盛り込まれた、主な規制改革項目は以下のとおり。

▽ 規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）で示された主な検討内容

分野	主な検討内容
銀行	<p>第三者割当増資に係るコンプライアンス・ルールの適用除外 【18年度中に検討・結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国証券法 Rule 144A に基づく適格機関投資家向け私募等、実質的に公募に近い発行形態で、機関投資家を対象として増資を行うことが確認できた場合には、公募増資と同様に第三者割当増資に係る内部管理態勢の構築を免除することを検討する。また、銀行持株会社が子銀行の株式等を引き受ける場合も、第三者割当増資に係る内部管理態勢の構築を免除することを検討する。
証券	<p>金融サービス（投資）法制の横断化 【第164回国会に法案提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の証券取引法を金融商品取引法（いわゆる「投資サービス法」）に改め、投資性の強い金融商品を横断的にカバーできる投資者保護法制を構築する。 <p>証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大 【18年度中に検討・結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業会社の適格機関投資家要件を緩和すること及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて、これまでに実施した措置による対象拡大の実情等を評価した上で結論を得、所要の措置を講ずる。
保険	<p>保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁 【18年度中に結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の在り方を踏まえつつ、検討し結論を得る。

II 構造改革特区に関する取組み

1. 概要

構造改革特区制度は、「規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進め、わが国経済の活性化及び地域の活性化を実現する」ことを目的としている。地方公共団体等からの特区提案については、14年7月26日の閣議決定により設置された構造改革特区推進本部（同本部は後に構造改革特別区域法に基づくものとして改組された）が、関係省庁等と連携しつつ、認定の可否を検討してきている。

▽ 平成17事務年度中の構造改革特区推進への取組み状況

年・月	取組み状況
17年6月	▽第7次特区提案募集（1日～30日） <ul style="list-style-type: none">・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第7次提案を募集。
10月	▽第7次特区提案に対する政府の対応方針（11日） <ul style="list-style-type: none">・ 6月に寄せられた提案について検討を行い、政府の対応方針を取りまとめ。
11月	▽第8次特区提案募集（10月17日～11月16日） <ul style="list-style-type: none">・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第8次提案を募集。
18年2月	▽第8次特区提案に対する政府の対応方針（15日） <ul style="list-style-type: none">・ 10月・11月に寄せられた提案について検討を行い、政府の対応方針を取りまとめ。
6月	▽第9次特区提案募集（1日～30日） <ul style="list-style-type: none">・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第9次提案を募集。

2. 具体的な取組み事例

17事務年度においては、構造改革特区の第7次提案（17年6月）、第8次提案（17年10・11月）が募集され、各省庁において認定の可否が検討された。なお、本事務年度に寄せられた金融庁関連の特区提案で、特区として認定されるに至った項目はなかった。

第4節 金融経済教育の取組み

I 概要

金融経済教育については、平成12年6月の金融審議会答申において、「……今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」とその必要性が述べられた。

こうした金融経済教育の重要性は、政府全体で共通の認識となっており、「財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（18年7月7日閣議決定）や「経済成長戦略大綱」（18年7月6日財政・経済一体改革会議 政府・与党了承）において、金融経済教育の推進等が盛り込まれている。更に、本年6月に開催されたサミット財務大臣会合においても、共同声明に金融教育の重要性が盛り込まれるなど、世界共通の重要な課題として捉えられている。

金融庁においても、金融経済教育の重要性を十分に認識しており、金融改革プログラムに「利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充」を掲げ、これを踏まえて設置した金融経済教育懇談会で昨年6月に「金融経済教育に関する論点整理」を取りまとめた。

金融庁では、金融経済教育懇談会の論点整理でご提言いただいた点を含め、以下のとおり金融経済教育に関する様々な取組みを行っている（資料8-4-1参照）。

II 金融経済教育の具体的な取組状況

1. 金融経済教育懇談会

17年3月、大臣の私的懇談会として「金融経済教育懇談会」を設置し、金融経済教育の必要性、現状と課題、金融庁として直ちに実施すべき事項等について論点整理を行い6月に公表した（資料8-4-2参照）。また、本年5月に同懇談会を開催し、当庁のこの1年間の取組状況について説明し意見を伺った。

2. 当庁ホームページにおける金融経済教育コーナーの充実

一般消費者への金融に関する情報提供機能を拡充し、消費者教育の充実を図ることを目的として、13年1月、当庁ホームページ上に「消費者情報コーナー」を開設した（昨年4月に「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」と名称変更）。本年5月にホームページを改訂し、子供向けコンテンツの導入、金融関係団体へのリンクの充実を図った（資料8-4-3参照）。

3. パンフレット等の作成・配布

(1) 小学生向けパンフレットの作成・配布

小学生にも世の中のお金の流れを容易に理解してもらうため、16年8月に小学生向けパンフレット「金融庁くらしと金融」を作成し、ホームページに掲載した。小学生により親しみやすいものにする観点から、17年12月に同パンフレットを改訂

した（資料8-4-4参照）。

(2) 中学生・高校生向け副教材の作成・配布

中学校・高等学校における金融教育の一層の推進に資するため、15年10月に中学・高校生向けの副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を作成し、ホームページに掲載した（16年10月に改訂）（資料8-4-5参照）。また、17年2月に全国の中学校・高等学校に送付した。

(3) 高校卒業生向けパンフレットの作成・配布

これから社会人になる人に最低限の金融知識を身に付けてもらうため、16年12月に高校卒業生向けのパンフレット「はじめての金融ガイド」を作成し、ホームページに掲載した（資料8-4-6参照）。また、17年2月に全国の高等学校に送付した。

4. シンポジウムの開催

16年1月、教育関係者等を対象とした「金融経済教育を考えるシンポジウム」を開催した。また、昨年度は、都道府県の地域再生計画の支援の一環として、当庁・財務局・自治体の共催で「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を12月に大阪府、1月に千葉県で開催した（資料8-4-7参照）。

5. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（昨事務年度の金融知識の普及に係る金融庁後援名義の付与件数21件）（資料8-4-8参照）。

6. 金融知識普及功績者表彰

当庁は、金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（昨事務年度の表彰者数 個人17名・団体5）。金融知識普及功績者表彰制度をより効果的に活用するという観点から、本年4月、表彰者を金融担当大臣・日銀総裁連名とする等の改正を行った。

7. 初等中等教育段階における金融経済教育の実態把握

16年8月、各都道府県の小学校、中学校、高等学校を対象に、各学校における金融経済教育の意識、取組状況及び当庁への要望等の実態についてアンケート調査を実施し、結果を公表した。また、17年2月にも全国の中学校、高等学校を対象に当庁の金融経済教育の取組、教材に対する意見・要望等についてアンケート調査を実施し、結果を公表した。

8. 金融広報中央委員会の活動への協力

金融広報中央委員会が行う各種の金融知識普及活動に対し協力を行っている。具体的には、作文コンクール等に協力しているほか、学校教育向けの金融教育プログラムの検討委員会にメンバーとして加わっている。